

平成25年（行ウ）第8号 教科書採択無効確認等請求事件
原告 奥村悦夫 外5名
被告 今治市長

準備書面(75)

2015年 6月26日

松山地方裁判所 御中

原告

原告

原告

上記3名をのぞく原告ら3名の訴訟代理人
弁護士

最終準備書面 その2

目次

はじめに.....	3
第一、本件採択の違憲・違法性(本件採択の適正手続違反など)	3
1、採択に求められる適正手続	3
(1)近代公教育の価値的中立が要請する採択の適正手続の要件.....	3
(2)「子どもの権利条約・最高裁判決」が要請する採択の適正手続の要件.....	3
(3)文科省「採択について(通知)」が要請する採択の適正手続の要件.....	4
(4)教科書の特殊性・特異性が要請する採択の適正手続	4
(5)住民投票とも言える採択が示す採択の適正手続	4
(6)ユネスコ・ILOが「教員の教科書の選択権」を勧告	5
(7)憲法などを要請する採択の適正手続.....	5
(8)無償措置法が規定する適正な教科書採択	5
(9)公共入札の一種である教科書採択に要請される適正手続.....	5
(10)適切な教科書を選定する基準及び採択基準は適正手続の要件となる	6
(11)採択に「定義」と採択の現実が要請する採択の適正手続.....	6
2、本件採択は、適正手続きに反し違憲・違法がある	8
(1)調査研究報告書及び答申を無視した本件採択の違法性.....	8
(2)本件採択手続きの概要調査研究報告書及び答申を無視した本件採択の概要.....	8
(3)調査研究報告書及び答申を無視した違法な本件採択の概要	10
(4)本件採択審議において適正手続きで求められる実体審議を行っていない.....	13
(5)教科書採択は、公共入札の一種で、本件採択は、独禁法違反がある	14
(6)小結(本件採択は違憲・違法がある)	14
第二、本件教科書の内容の違憲・違法性(本件教科書が適切な教科書でないこと)	14
1、本件教科書が不適切な教科書であることによる本件採択の違法性.....	15
(1)育鵬社版歴史教科書が不適切な教科書である理由の概要	15
(2)育鵬社版公民教科書が不適切な教科書である理由の概要	15
結語	16

はじめに

これまで提出している原告準備書面(別紙「原告及び被告並びに裁判所の本件に関する書面の一覧」)をベースにしなが、次のことを述べる。

- 1, 本件採択の違憲・違法性
- 2, 本件教科書の内容の違憲・違法性

第一、本件採択の違憲・違法性(本件採択の適正手続違反など)

1、採択に求められる適正手続

原告準備書面(別紙「原告及び被告並びに裁判所の本件に関する書面の一覧」)で、本件採択の違憲・違法性を述べた。これらをベースとして、原告準備書面(74)で、原告らがこれまで主張してきた概要を述べた。つまり、現在の教科書採択制度は、戦前における教育が果たした負の歴史の反省に基づく戦後の教育方針・原理の下にあるということである。

(1)近代公教育の価値的中立が要請する採択の適正手続の要件

戦後教育方針に基づく戦後教育制度の中心をなすものが、近代民主主義国家の基本原則を近代公教育に取り入れた公教育の価値的中立である。別の言い方をすれば、教育の国家からの独立ないし、不干渉(政治介入の禁止)である。そして、教育は、科学に基づく真理教育中心の原則である。つまり、教科の専門性に基づく教育ということである。そして、同時に、私教育の自由の原則(私教育における知育の自由・宗教等の選択教化的徳育の自由、私人の私立学校設立の自由・私立学校選択の自由等)である。

そして、これらのことが、採択における適正な採択の要件となる。

(2)「子どもの権利条約・最高裁判決」が要請する採択の適正手続の要件

子どもの権利条約では、「教育はそれ自体で人権であるとともに、他の人権を実現する不可欠な手段」と位置付けている。そして、憲法26条の「規定の背後には、国民各自が、一個の人間として、また、一市民として、成長、発達し、自己の人格を完成、実現するために必要な学習をする固有の権利を有する」としたうえで、「子どもの教

育は、教育を施す者の支配的権能ではなく、何よりもまず、子どもの学習をする権利に対応し、その充足をはかりうる立場にある者の責務に属する」と、「子どもの学習をする権利」と「教育を施す者」との関係であり、「教育を施す者」である教育委員会は、これらを保障する教科書を選定し、採択し、それを子どもたちに提供する責務を負っている。

そして、このことが、採択における適正な採択の要件となる。

(3) 文科省「採択について（通知）」が要請する採択の適正手続の要件

文科省は、前記のことを踏まえて、「採択について(通知)」（証拠甲 11 号証）において、「教育委員会その他の採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究に基づき、適切に」採択を行う必要があること、採択の在り方を「教科書の内容についての十分な調査研究によって、適切な手続きにより行われるべきものであることを踏まえ、適正かつ公正な採択の確保を徹底する」ことを指導している。

当然ながらこのことが、採択における適正手続きの要件となる。

(4) 教科書の特殊性・特異性が要請する採択の適正手続

「教科書の内容についての十分な調査研究」「綿密な調査研究」が必要なことは、科学に基づく真理教育、教科の専門性に基づく教育という近代公教育の原則と「子どもの教育を受ける権利」「子どもの学習権」（ユネスコ学習権宣言・旭川学力テスト最高裁判決）がその背景としてある。また、教育において学校教育が大きな位置を占め、学校教育における教科の主たる教材として教科書が使用されることから、教科書が、子どもや社会に与える大きな影響、子どもたちが地域社会の現在及び未来を担うという教科書の特殊性・特異性がある。

このことも、当然ながら採択における適正手続きの要件と前提である。

(5) 住民投票とも言える採択が示す採択の適正手続

このような教科書の重要性から、全国規模では、教育委員数/7538人、選定審議会委員数/883人、採択地区協議会委員数/5327人、選定委員会委員数/6271人、教科書調査員数/27138人、合計47157人、教科書展示会場数/2078箇所（2005（平成 17）年度教科書採択関係状況調査（集計結果）と 2007 年の文科省の統計より）に示されるように、他に類を見ない大規模の採択手続きが行われ（詳細は、準備書面（14）、同（27）の 3 頁）、全国の 587 地区の採択地区で採択が行われる（詳

細は、原告準備書面(59))。それは、住民投票とも言える規模の取り組みである。
このことは、採択における適正手続きの重要性を示している。

(6) ユネスコ・ILOが「教員の教科書の選択権」を勧告

この選定委員会委員数/6271人、教科書調査員数/27138人の殆どが、当然ながら、教科の専門的な知識と教育実践と教職員免状を有する教員らである。ユネスコ・ILOの「教員の地位に関する勧告」の6号で、「教育の仕事は専門職とみなされるべきである」とし、61号で、「教員の教科書の選択権」を勧告している。

当然、採択手続きにおいて、この勧告を受け止めそれを採用する義務を教育委員会は負っていると考えることが妥当であろう。

(7) 憲法などを要請する採択の適正手続

採択における適正手続きは、憲法の根拠を13条ないし31条、行政手続法上からも、教科書採択手続きにおいて、「正義が行われたと歴然と疑う余地なくみえる〔外観上容易に観取される〕」手続が要請されている。

(8) 無償措置法が規定する適正な教科書採択

無償措置法が規定する適正な教科書採択については、準備書面(74)56～61頁及び同(9)などなどで詳細に述べたとおりである。このことは、直接的な法的適用要件となる。

(9) 公共入札の一種である教科書採択に要請される適正手続

憲法26条2項で「義務教育は、これを無償」とする。教育の地方分権にもとづき、義務教育の無償のための教育環境整備のために、その教育費を国、都道府県、市町村が、分担している。義務教育諸学校用の教科用図書(以下、「教科書」)は、子どもたちが使用する教科書は、憲法26条との関係で、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(以下、「無償措置法」)に基づき、採択手続きを経て、使用する教科書を決定し、それを国が購入し、子どもたちに無償で給与される。一方、教員が使用する教科書は、教育委員会の自治体(都道府県、市町村)が購入する。

つまり、教科書採択とは、国ないし都道府県・市町村が購入する教科書を決めることである。国ないし自治体が民間から物品やサービスを購入したりする際には、「公正性の確保」が求められ、この公正性を保つため、何らかの客観的な基準に照らして企業を選び、そこと契約し、取引を行なう必要がある。そのために、入札という方式がとられる。それは、教科書の場合も例外でない。

採択(入札)の目的は、人権としての教育を受ける権利、学習権を保障する子どもたちに最も適した教科書(物品)を公正に選ぶことである。つまり、最も適した教科書(物品)を発行する教科書会社(契約者・落札者)を選ぶことになる。

この公共入札には当然ながら、公共入札に求められる適正手続きを、主として独占禁止法との関係の適正さを求められる(詳細は、原告準備書面(21)、同(24)、同(28))

(10)適切な教科書を選定する基準及び採択基準は適正手続の要件となる

「子どもの学習をする権利」及び「子どもの学習権」を保障する教科書を選定し、採択し、子どもたちに提供することが、教科書採択の最終目的であるから、それを満たす教科書であるかを調査研究する必要がある。そのためには、当然ながら、どのような観点から教科書を調査研究し、評価し、選定し、採択する基準が極めて重要となる。そのための具体的な基準を原告準備書面(74)62～67頁で示した。また、準備書面(16)、同(38)、同(39)、同(45)、同(51)でも述べた。

このことは、採択目的と密接不可分の関係にあるので、当然ながら、適正手続の要件となることは明白である。

(11)採択の「定義」と採択の現実が要請する採択の適正手続

教科書採択の「定義」を原告準備書面(74)49～50頁でその概要を述べた(詳細は、原告準備書面(9)のとおり)。つまり、「採択」とは、学校で使用する教科書を決定する一連の手続き行為を含むと解するのが妥当である。つまり、それぞれの公的手続きにおける結果を踏まえて、次の手続きを適正に行うことが求められる。具体的には、調査委員らの調査研究を踏まえた調査研究報告書(選定資料)に基づき選定委員会は、教育委員会への答申を行い、教育委員会における採択審議において、この答申に基づき最終的に子どもたちと教員らが使用する教科書を決めるということになるということが、適正手続き要件となる。

原告準備書面(9)16～21頁で次のことを詳細に述べた。

つまり、教育委員らは、各教科の専門的な知識及び教育実践経験を有していないこと。教育委員らもその現実を認識していること。たとえば、本件教科書を採択し

た小田委員長は、2009年4月30日に開催された第9回教育委員会において、「委員が全て教科の教科書に目を通すことは、物理的に無理であると思います」(第9回教育委員会会議録 証拠甲 20 号証)との認識を示し、2001年度の愛媛県教育委員会(以下「県教委」という)の採択において、県教委の委員の一人は、「全部の教科書を細かく見るのは神業でないとできない。教科書には専門知識も入っており、何でも知っている人はいない」と委員自らが委員の独自の評価にもとづき、使用する教科書を決めることは不可能であることを認めている(『愛媛新聞』2001年8月20日 証拠甲 21 号証)。ヤンキー先生として名を馳せた元科省大臣政務官の義家弘介参院議員は、「教育委員が、すべての教科書を細かく熟読、比較検証し、児童・生徒の現状も考慮して、数多の教科書の中から最良だと思える一冊をそれぞれが選び、民主的手続きの中で採択する、なんて作業ができるわけない。・・・教員出身の私でさえ専門教科の社会科以外、完全に理解して採択に望んだとは到底言いがたい。本当の意味で判断できるのは、実際に日々子どもと向き合っている、その教科を専門とする教員以外にいない。」(月刊誌『MOKU』2011年6月号)ということなどである。

この採択の現実に基づき、先の述べた「綿密な調査研究に基づき、適切に」採択を行う必要があること、採択の在り方を「教科書の内容についての十分な調査研究によって、適切な手続きが不可欠であるとの文科省の「採択について(通知)」の指導が行われるのである。

なお、原告準備書面(74)43～44頁で述べた、戦前の反省に基づく戦後教育原理により、国家の教育支配を象徴する一つの形態である国定教科書制度を廃止し、検定制度に改め、戦後教育方針を体現した教育委員会法50条2項(証拠甲106号証 『史料 教育法』神田修ら共編 学陽書房 1974年発行)で、「文部大臣の定める基準に従い、都道府県内のすべての学校の教科用図書の検定を行うこと」と定め、同法49条4項の「教科用図書の採択に関すること」とあることから、都道府県教育委員会が、検定を行い、そのうえで、都道府県教育委員会が所管する学校の教科書の採択を、文科省や教育委員会などが主張する「採択権限」に基づき使用する教科書を決めるというのであれば、それは、事実上国定教科書と同じとなることから、その「採択権限」の解釈は、原告らが主張する前記の「採択権限」に過ぎないことは明らかである。

つまり、教育委員らが、子どもたちが使用する各教科の教科書において、最も適切な教科書を決めるために必要な条件を満たしていないから、教育委員らの独自の教科書に評価に基づく採択を行うことが不可能であるという現実の理由だけが、選定資料の評価や答申に基づく採択を教育委員らが行う必要があるという理由だけではない。

このこと、つまり、戦前において教育が果たした負の歴史に対する反省をベースにした戦後の教育基本方針・戦後教育原理という観点からであることが最大の要因・理由である。

以上、るる述べてきたことが、採択における適正手続きの要件であり、これらを満たすことが本件採択において求められる。

2、本件採択は、適正手続きに反し違憲・違法がある

(1) 調査研究報告書及び答申を無視した本件採択の違法性

教育委員らは、公的手続きにより作成された調査研究報告書及び答申を無視し、教育委員らの私的な独自の教科書の評価に基づき、本件教科書を採択した。被告らの採択の在り方が、憲法などが要請する適正手続きに反し違法であることを主として原告準備書面(9)9～15頁及び証拠甲7号証～25号証で詳細に述べた。

なお、選定委員会の答申が、教育委員会の採択を拘束することを原告準備書面(10)、同(49)、同(65)などなど明らかにした。さらには、教育委員会には、被告が主張するような「採択権限」がないことを明らかにし、原告準備書面(9)、同(46)、同(47)、同(48)、同(49)など及び浪本勝年の「意見書」で、本件採択に違法を明らかにした。

(2) 本件採択手続において、調査研究報告書及び答申を無視した本件採択の概要

教科書採択の具体的な手続き及び調査研究報告書及び答申を無視した本件採択の概要は、次のとおりである。なお、別紙「専門知識を有する教員の調査資料に基づく採択を基本とする概念図」に即してその手続きを説明する(別紙「専門知識を有する教員の調査資料に基づく採択を基本とする概念図」参照)。

また、下記の表は、本件採択に向けて公的手続きを経て作成された公的資料の一覧である。

本件採択の公的手続きを経て作成された公的資料一覧
①「平成24年度使用教科用図書調査研究資料」(以下「①資料」という。証拠甲7号証) 今治市教科用図書選定委員会の下に置かれた、調査員である教員などが教科書を調査研究した資料。これが最も基礎的な資料。 今治市教科用図書選定委員会が作成。
②(別紙1)平成24年度使用教科用図書調査報告書(学校集計用)資料。(以下②資料という。証拠甲9号証) 今治市の全教員が、教科書展示センターも出掛け、担当の教科の

<p>教科書を調査研究し、使用したい教科書の報告書を提出。それを各学校毎で集約した報告書。全教員への使用希望アンケートとの正確を持つ資料。</p>
<p>③(別紙3)平成24年度使用教科用図書調査報告書(学校集計用)(以下「③資料」という。証拠甲10号証) 上記の報告書に書かれている全学校の意見を教科毎にまとめた一覧。なお、これには、保護者の意見も含まれている。</p>
<p>④「平成23年度 今治市教科用図書選定委員会 審議結果報告書」(以下「④資料」という。証拠甲8号証) 選定委員は、校長会代表者・教員代表者・保護者代表・学識経験者で構成。①～③資料と県教委が作成した⑤資料(証拠甲93号証)に基づき協議し、教科書を選定し、教育委員会に答申した報告書。</p>

- (A) 「㉔今治市教育委員会」は、「今治市教科用図書選定委員会規約」に基づき、「今治市立中学校において使用する教科用図書の採択を公正かつ適正に行うため」に、「㉖今治市教科用図書選定委員会」(以下「㉖選定委員会」という。)を設置し、①教科書の調査研究と選定などを諮問する。
- (B) 「㉖選定委員会」に「教科用図書に関し、専門的な調査研究を行う」ために「㉙調査部会(調査員)」を置き、②調査研究を行わせる。
- (C) 「㉙調査部会(調査員)」は、たとえば、社会科の教育職員免許状を有する教員(3名)は、社会科の教科書(歴史・公民・地理)を教育上の専門的な観点から③調査研究を行い、それを基に①資料(証拠甲7号証)を作成する。
- (D) 「㉔全教員」は、④閲覧要請を受け、①教科書展示会に出掛け⑤担当教科の教科書を閲覧し、読み比べ、調査報告書を学校に提出、各学校毎で集計し、調査部会に⑥提出し、これを基に②資料(証拠甲9号証)を作成する。
- (E) 「㉔全教員」及び「㉗保護者」の各教科書の具体的な意見をまとめた③資料(証拠甲10号証)を作成し、「㉙調査部会(調査員)」に⑥提出する。
- (F) 「㉖選定委員会」の選定委員ら(校長会代表者・教員代表者・保護者代表・学識経験者の10名で構成)は、「㉙調査部会(調査員)」が調査研究した①資料と、「㉔全教員」の②資料と「㉔全教員」及び「㉗保護者」の③資料と、県教

委から⑦指導・助言・援助として⑩今治市教育委員会に送付された「⑧調査員」が作成した⑤資料(証拠甲 93 号証)を基に、⑧教科書の選定審議し、各教科毎に子どもたちのふさわしい教科書を選定する。

注1 「⑥選定委員会」の10名の選定委員らの内、教育職員免許状を有する校長や教頭らが6名を占め、教育実践と特定の教科の専門的知識を有している。しかし、その校長や教頭であっても、専門外の教科の専門的な知識は有していない。ゆえに、専門外の教科の教科書を評価することはできない。よって、「⑩調査部会(調査員)」の調査研究資料の①資料を尊重し、教科書を選定し、「⑩今治市教育委員会」への答申(②資料)を作成している(本件選定審議の会議録:証拠甲 15号証)。この点が、「⑩今治市教育委員会」の教育委員らの本件採択と大きく異なる。

(G) 「⑥選定委員会」は、「⑩今治市教育委員会」に前記の選定審議結果を⑨答申する(④資料:証拠甲 8号証)。

(H) 「⑩今治市教育委員会」において、教育委員らは、「⑥選定委員会」の答申を受けて、①資料～⑤資料に基づき⑩採択審議を行い、本件教科書などを採択した。

(3) 調査研究報告書及び答申を無視した違法な本件採択の概要

「⑥選定委員会」の選定委員らは、「⑩調査部会(調査員)」の調査研究資料の①資料(公的資料)などを尊重し、教科書を選定した(注1)。

ところが、独自の私的評価に基づき採択するために必要な教育上の資格・条件を満たしていない「⑩今治市教育委員会」の教育委員らの相手方(キ)らは、実質的な採択審議も行うことなく、「⑥選定委員会」の④資料(公的資料)の答申において、最も評価の低い本件教科書を、独自の私的評価に基づき本件教科書を採択した。

例示的に、本件資料における本件歴史教科書の①資料(公的資料)、②資料(公的資料)、④資料(公的資料)の評価を次に表として示しておく(詳細は、原告準備書面(22)、同(44))。

①「平成24年度使用教科用図書調査研究資料」(証拠甲7号証)の「歴史教科書」の「資産価値」は、原告準備書面(22)10～12頁に示されている下記の表のとおりで、A、B、C、D順に評価の高さを表していて、東京書籍は1位、

教育出版は2位、育鵬社は5位であり、調査員らの育鵬社歴史教科書の「教育的情報資産価値評価」は、低い。

①資料 歴史教科書の調査研究評価一覧表							
調査要素	東京	教育	清水	帝国	日文	自由社	育鵬社
A 内容の選択	B	B	B	B	B	B	B
B 内容の程度	A・A	A・A	B・B	B・B	B・B	C・D	C・D
C 組織 配列・分量	A・A B	B・A B	B・B B	B・B B	B・B B	B・B B	B・B B
D 学習指導要 領への配慮	A・A A	B・A B	B・B B	B・B B	B・B B	B・B B	B・B B
E 造本・その 他	A・B B	A・B B	C/D B・B	B・B B	B・B B	B C/D C/D	B・B B
①評価集計	A(8) B(4)	A(7) B(5)	B(11) C(1) D(1)	B(12)	B(12)	B(8) C(3) D(3)	B(10) C(1) D(1)
②順位	1位	2位	4位	3位	3位	6位	5位

「②資料 平成24年度使用中学校教科用図書調査報告書学校集計・歴史」は、証拠甲9号証「(別紙1)平成24年度使用中学校教科用図書調査報告書(学校集計)」における各学校の社会科教員67人のアンケートに示された教科書の評価(使用を希望する教科書)にもとづく教科書の「教育的情報資産価値評価」の順位である。下記のように、東京書籍は37人で1位、教育出版は13人で2位、育鵬社は5人で5位で、教員らのアンケートにおいても育鵬社歴史教科書の使用を希望する教員は少なく、同教科書の「教育的情報資産価値評価」は低い。

②資料 平成24年度使用中学校教科用図書調査報告書学校集計・歴史表							
	東京	教育	清水	帝国	日文	自由社	育鵬社
教員希望	37人	13人	0人	7人	5人	0人	5人
教員評価順位	1位	2位	5位	3位	4位	5位	4位

下記の表の「④資料 第2回選定委員会会議における歴史教科書の評価表」(証拠甲8号証。以下「④資料歴史評価表」という。)は、前記の庶務案と審議を経て教育委員会へ答申された教科書の評価の順位の一覧で、育鵬社版歴史教科書は、答申された教科書の三番目と、選定委員らのなかでも評価は低い。

④資料 第2回選定委員会会議における歴史教科書の評価表							
	東京	教育	清水	帝国	日文	自由社	育鵬社
庶務案順位	1位	3位					2位
答申順位	1位	2位					3位

下記は、①②④資料の評価の部分だけの一覧である。

①資料 歴史教科書の調査研究評価一覧表							
	東京	教育	清水	帝国	日文	自由社	育鵬社
順位	1位	2位	4位	3位	3位	6位	5位

②資料 平成24年度使用中学校教科用図書調査報告書学校集計・歴史表							
	東京	教育	清水	帝国	日文	自由社	育鵬社
教員希望順位	1位	2位	5位	3位	4位	5位	4位

④資料 第2回選定委員会会議における歴史教科書の評価表							
	東京	教育	清水	帝国	日文	自由社	育鵬社
答申順位	1位	2位					3位

下記は、今治市教委が採択した歴史教科書(育鵬社)である。

① 採択した歴史教科書							
採択教科書							育鵬社

以上のように、上記の歴史教科書①②④の評価表に示されている本件資料における本件育鵬社歴史教科書の評価と今治市教委の教育委員ら相手方(キ)らとの独自の私的な評価価値とは大きな齟齬がある。そして、上記のように、東京書籍は1位、教育出版は2位、育鵬社は5位であり、本件育鵬社歴史教科書の「教育的情報資産価値評価」は、低いにもかかわらず、今治市教委の教育委員ら相手方(キ)らは、育鵬社歴史教科書を高く評価し、独自の私的な評価に基づき本件育鵬社歴史教科書を採択した(詳細は準備書面(22))。

以上のように、前記(F)の注1と選定委員らの選定と(H)の注2の教育委員らの相手方(キ)らの採択を比較すると、教育委員らの相手方(キ)の本件教科書の採択の異常さ(専門知識を有する教員の調査資料に基づく採択を基本とする採択目的違反)が明らかである。

つまり、教育委員らの相手方(キ)の教育委員らよりも相対的に教育上の専門的な知識・経験を有する選定委員らは、調査員らの調査研究資料の①資料などを尊重

し、教科書を選定している。しかし、教育上の専門的な知識・経験を有しない教育委員らの相手方(キ)らは、独自の私的な評価価値に基づき本件教科書を採択した。

その行為は、先に引用した教育委員の「全部の教科書を細かく見るのは神業でないとできない。教科書には専門知識も入っており、何でも知っている人はいない」(『愛媛新聞』2001年8月20日 証拠甲21号証)という現実から、「専門知識を有する教員の調査資料に基づく採択を基本とする採択制度」が採用され、この採択制度に照らすとき、教育委員らの相手方(キ)らが行った独自の私的な評価価値に基づく本件教科書を採択した行為は、原告準備書面(74)32～38頁などで示した教科書採択における教育委員会の責務に反する憲法違反、子どもの権利条約違反、憲法が要請する適正手続き及び行政手続法に違反する。

このような採択は、教育基本法16条が禁止する教育への「不当な支配」(介入)であり、「誤った知識や一方的な観念を子どもたちに植えつけるような内容の教育を施すことを強制するようなことは、憲法26条、13条の規定上からも許されないと解することができる」(旭川学力テスト最高裁判)に該当し、憲法26条、13条違反がある。また、教育委員らは、特別公務員であるので、同採択は、憲法99条の憲法尊重擁護義務に反する。また、それは、教育委員という地位と職権の濫用(民訴法)に該当する。そして、浪本勝年の「意見書」で指摘するように、教育条理に著しく反する違法があり、当然ながら無償措置法違反があり、社会通念、公序良俗などに著しく反する違反となる(詳細は、原告準備書面(9)、同(49)など)。

(4) 本件採択審議において適正手続きで求められる実体審議を行っていない

原告準備書面(36)で、本件「採択会議」で「適正・公正な審議・採択」は行われなかったことを詳細に述べた。

つまり、教育委員らの相手方(キ)らは、選定委員会の「調査報告書」・「審議結果報告書」に基づかない採択を行ったばかりではなく、自らが採択を主張し決定した育鵬社版教科書に対する自らの評価と、上記・両「報告書」におけるそれへの評価内容との違いなどについても、全く審議・検討することはなかった。また、両「報告書」において評価が高い教科書の内容と、自らが採択を主張する育鵬社版教科書の内容との比較・検討も一切行わなかった。

つまり、教育委員である相手方(キ)らにとっての「採択会議」とは、審議によって、数社の教科書の中から一社の教科書を選び決定する場などではなく、あらかじめ予定していた育鵬社版を、多数決によって「形式的に」決める「アリバイ」的な場でしかなかったのである。

(5)教科書採択は、公共入札の一種で、本件採択は、独占禁止法違反がある

教科書採択が、公共入札の一種であり、本件採択は、独占禁止法違反があることを原告準備書面(21)、同(37)及び証拠甲45～51号証で明らかにした。

原告準備書面(20)、同(40)などと証拠甲38～44号証及び同74～88号証で、本件教科書と日本教育再生機構と育鵬社は、本件育鵬社版教科書の共同事業者であり、教科書改善の会は、扶桑社版教科書を引き継いだ育鵬社版教科書の採択運動の独占禁止法対策として別働隊である。愛媛県本部は、愛媛における本件教科書の採択運動を推進する中核団体であり、日本会議は、再生機構及び教科書改善の会と密接な関係にあり、本件教科書の普及させる事業を育鵬社・再生機構・教科書改善の会とともにいき、そのなかで、独占禁止法に反する違法行為を行った。

今治市教委は、本件教科書の共同事業者である再生機構・教科書改善の会・日本会議(愛媛県本部)が、独占禁止法に反する違法行為を行っているのであるから、公正かつ適正な採択環境整備義務上の責務を行使するために、本件教科書を公共入札の対象から除外しなければならない。

しかしこれを怠り、今治市教委は、本件教科書を違法に採択した。

相手方小田委員長(当時)は、県教委が、「当実行委員会自体が、同社教科書採択を推進する団体」である日本会議の会員であり、今治市長菅良二は、愛媛県教育委員会が、「当実行委員会自体(注:日本会議のこと、原告注入)が、同社教科書採択を推進する団体」である日本会議の地方議員連盟の正会員の市長である。今治市長菅良二は、首長としての立場と責務を放棄し、日本会議の地方議員連盟の正会員としての個人的な信条から、本件育鵬社版教科書の採択を支持し、この違憲・違法な本件採択に深く関与した。相手方小田委員長は、日本会議の会員であるという個人的な信条から、本件教科書を違法に採択させたことを明らかにした。

(6)小結(本件採択は違憲・違法がある)

以上のように、本件採択は、以上述べてきたように、違憲・違法がある。その詳細は、各準備書面のとおりである。

第二、本件教科書の内容の違憲・違法性(本件教科書が適切な教科書でないこと)

本件教科書は、あの忌まわしい侵略戦争を自衛自尊の戦争であったなどと歴史の事実をわい曲し、人権よりも国権を優先するなどの多くの記述上の問題がある。

同教科書は、憲法前文の平和主義に反し、13条の平和的生存権に反し、人権の

一つであり、他の人権を実現する手段でもある教育を受ける権利である憲法26条に反する記述である。そのような教科書を子どもたちの押しつけることになる本件採択は、前記の理由から憲法26条、13条違反となる。また、公務員の憲法99条の憲法尊重擁護義務にも違反する。

以下、その概要を次に述べる。

1、本件教科書が不適切な教科書であることによる本件採択の違法性

準備書面(74)などで教育委員会の教科書採択における責務の一つとして、教育の主体である子どもたちの教育への権利としての「学習権」を担保・保障する適正な教科書が、適正かつ公正な採択を経て決める必要があることを述べた。

適正な教科書としての要件を準備書面(74)62～67頁などで述べた。また、本件教科書が適切な教科書でないことを準備書面(16)、同(38)、同(39)、同(45)、同(51)、証拠甲29号証、同30号証(意見書)、同31号証～37号証、証拠甲59号証～73号証で主張・立証した。

(1) 育鵬社版歴史教科書が不適切な教科書である理由の概要

育鵬社版歴史教科書が不適切な教科書であるその理由の概要は、次のとおりである。

- ①軍国主義につながる侵略戦争を肯定する
- ②国家主義を煽る
- ③「誤った知識や一方的な観念」を植え付ける
- ④暗黒史を教えない
- ⑤「神話」を「史実」のように記述
- ⑥韓国併合について、間違った印象を植え付ける
- ⑦子どもの権利条約第29条1dに違反する
- ⑧「市民的及び政治的権利に関する国際規約」に違反する

(2) 育鵬社版公民教科書が不適切な教科書である理由の概要

育鵬社版公民教科書が不適切な教科書であるその理由の概要は、次のとおりである。

- ①日本国憲法の三原則を歪めて記述
- ②「国民主権」より、「天皇の役割」を詳しく説明
- ③「基本的人権」は無視
- ④「平和主義」を否定し、「国防」の意義を強調
- ⑤「琉球」「アイヌ」の扱いは小さく
- ⑥貫かれているのは、「個人」より「国家」を重んじる「国家主義」
- ⑦エネルギー政策では「原発」推進
- ⑧日本国憲法及びそれに基づく戦後民主主義教育原理に反する
- ⑨本件公民教科書は「国家主義的」である
- ⑩憲法の基本原理である立憲主義について書いていない
- ⑪日本国憲法より、大日本帝国憲法を高く評価している
- ⑫「国民主権」の意味を、国家主義的に説明している
- ⑬「基本的人権を尊重する内容」になってはいない
- ⑭「民主主義を尊重する内容」になってはいない
- ⑮「平和主義を尊重する内容」になってはいない
- ⑯子どもの権利条約第 29 条 1a に違反する
- ⑰子どもの権利条約第 29 条 1b に違反する。
- ⑱子どもの権利条約第 29 条 1d に違反する
- ⑲「市民的及び政治的権利に関する国際規約」に違反する
- ⑳誤った知識や一方的な観念を子どもに植えつけるような内容

結語

以上のように、本件採択は、違憲・違法である。なお、その詳細は、原告準備書面(74)の別紙「原告及び被告並びに裁判所の本件に関する書面の一覧」に示した準備書面のとおりである。

以上

添付資料

- | | | |
|---|------------------------------------|-----|
| 1 | 別紙「専門知識を有する教員の調査資料に基づく採択を基本とする概念図」 | 各1通 |
| 2 | 証拠説明書(25) | 各1通 |
| 3 | 証拠甲106号証 『史料 教育法』 神田修ら共編 学陽書房 | 各1通 |